

2018年度 聖学院大学総合研究所 埼玉税法研究会主催／聖学院大学広報課共催
第6回埼玉税法研究会（2018年度第1回）
 ——関東信越税理士会 二時間認定研修——
 講演者：吉川保弘 「IGS（イントラグループサービス）と課税問題」



左：講演者 吉川保弘特任教授 右：会場の様子

2018年5月12日（土）、聖学院大学ヴェリタス館教授会室において、第6回埼玉税法研究会が開催された。参加者は、外部31名、院生・学生26名教職員・RA13名で、合計70名だった。

前半（13：00～15：15）は、吉川保弘政治政策学研究科特任教授（埼玉税法研究会会長）による基調講演である。この講演会は、東京税理士会および関東信越税理士会の研修会として認定を受けており、東京税理士会から10名、関東信越税理士会所属税理士から12名の参加をいただいた。

基調講演のテーマは、「IGS（イントラグループサービス）と課税問題」である。内国法人が国外関連者との間で行う企業グループ内役務提供取引は、移転価格税制の対象となる。最近の税務調査では、親会社の社員による海外子会社への出張が無償で行われている場合に、課税問題が生じている。海外子会社への出張は多くの企業で日常的に行われている事象であるだけに、IGS問題をよく理解し、適切な対応をとることが重要である。国税庁は、平成30年2月23日付けで「グループ内役務提供に関する移転価格事務運営要領」の改訂を行った。改訂のポイントは、「中核事業活動とは直接関連しない役務提供等」につき、「5%の利益率をマークアップ」した金額をもって対価の額とする、としたことである。そこで吉川教授は「参考事例集」を引用しながら、いかなる事例が企業グループ内役務提供となり、さらに5%加算の要件・

留意事項に照らして、5%加算が適用となる事例・ならない事例を中心に、具体的に詳しく明らかにしていった。一方で、事務運営要領の改訂の背景には、「OECD移転価格ガイドライン」との齟齬を解消する目的があるはずだが、5%のマークアップなしに総原価を対価の額とする運用を残すなど、ガイドラインと不整合な部分もあるので、ガイドラインについて理解を深めておくことが当局との協議の際には有効であろう、と指摘された。最後に、この問題の本質は「二重課税」にあるが、移転価格税制に係る実地調査（非違があった）件数に対して、二重課税の解決手段である「相互協議」の発生件数が極めて少ない。少額のIGSに適用のすそ野が広がる中で、コスト面から二重課税を甘受している実態があるのではないかと、そこで、簡便な二重課税排除の手続の整備など制度的な手当てが必要である、として講演を締めくくった。

コーヒーブレイクを挟んで、後半（15：30～17：00）は院生の修士論文構想報告会を行った。発表者は2年生で1人3分、教員コメントは1人当たり3分で、今回はゼミごとにまとめて行った。外部からの参加者（元税務署職員）からもコメントをいただいて、発表者には大いに励みになったことと思われる。また、5月という業務繁忙の時期にかかわらず、政治政策学研究科の2015年度修了生3名、2016年度修了生1名の参加をいただいた。

（文責：木村裕二 [きむら・ゆうじ] 政治政策学
 研究科特任講師・埼玉税法研究科事務局次長）